

状況について

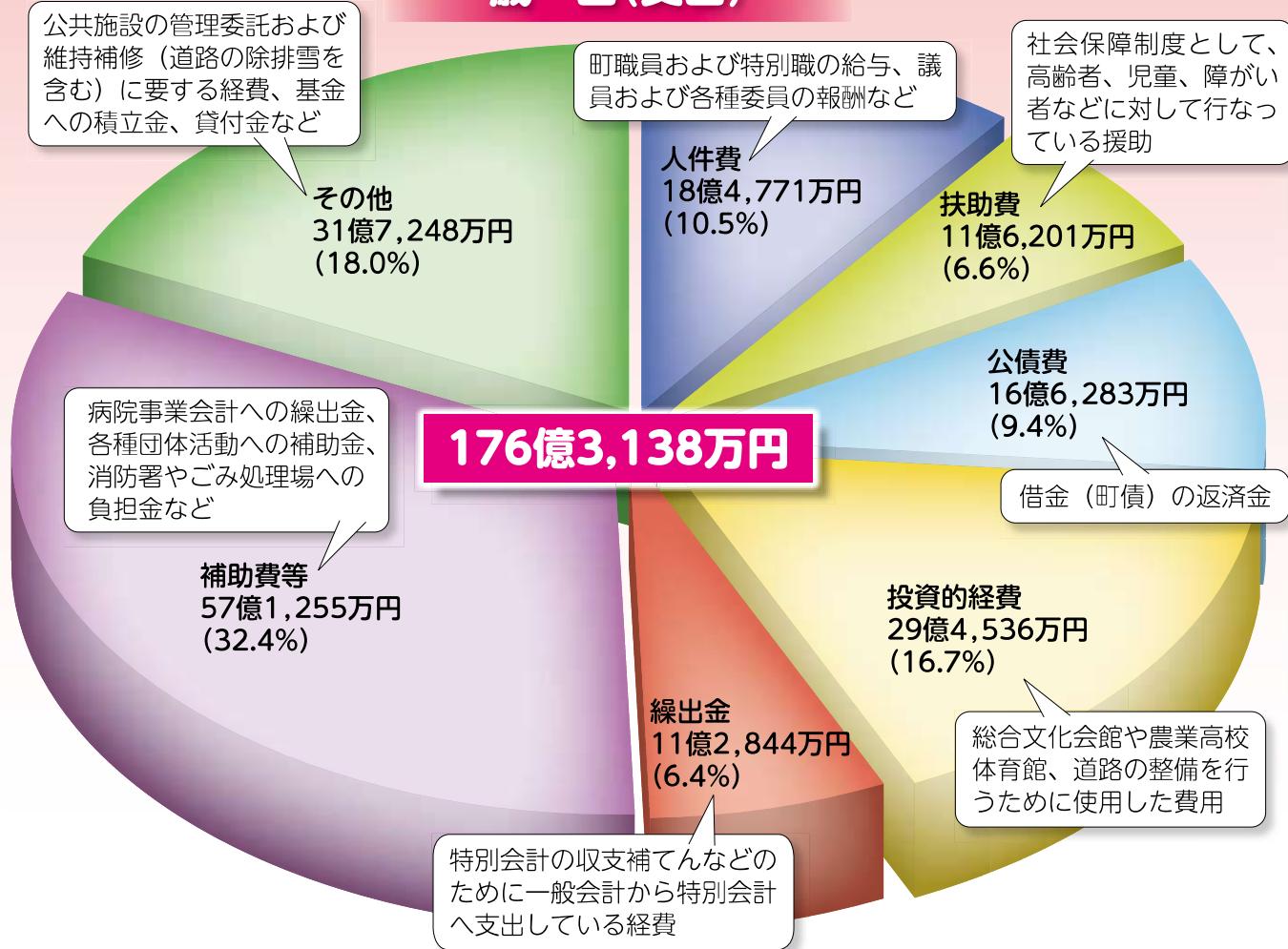
年度収支の状況

歳出総額 176億3,138万円
万円(※1) (対前年度 1億8,903万円増)
4,059万円 (対前年度 7億1,108万円増)

に生じる新たな問題に対応するための財源などに活用します。
崩しを除いた収支の状況です。



歳出(支出)



歳出決算額は176億3,138万円で、前年度に比べ18億7,179万円の増となりました。歳出決算額を性質別に分類するとその内訳は上図のとおりですが、前年度に比べて増加した主な要因は次のとおりです。

- 補助費等…特別定額給付金の支給などに伴い、23億2,573万円増加しました。
- その他…新型コロナウイルス感染症対策経費やふるさと納税に係る基金積立金などの増加に伴い、2億6,001万円増加しました。
- 扶助費…新型コロナウイルス感染症に係る子育て世帯臨時特別給付金の給付などにより、6,292万円増加しました。

決算概要(一般会計)

地方自治体は一年間にどのくらいお金が入ってきて（歳入）、どのような仕事にどれだけのお金を使うか（歳出）を事前に決めています（予算）。しかし、年度途中における災害や大雪に伴う除排雪など、不測の事態に対応するため、何度か予算を変更しながら一年間のお金を取り入れています（補正予算）。

そして、実際に一年間で入ってきたお金はいくらあったのか、また、何にいくら使ったのか、その状況を表したものが「決算」です。

今回は令和2年度一般会計（※3）の決算の状況について、その概要をお知らせします。

※3 一般会計=地方公共団体において町民サービスの提供を始めとする、行政運営の基本的な経費を計上している会計です。

令和2年度

町の決算

令和2

歳入総額 178億9,661万円

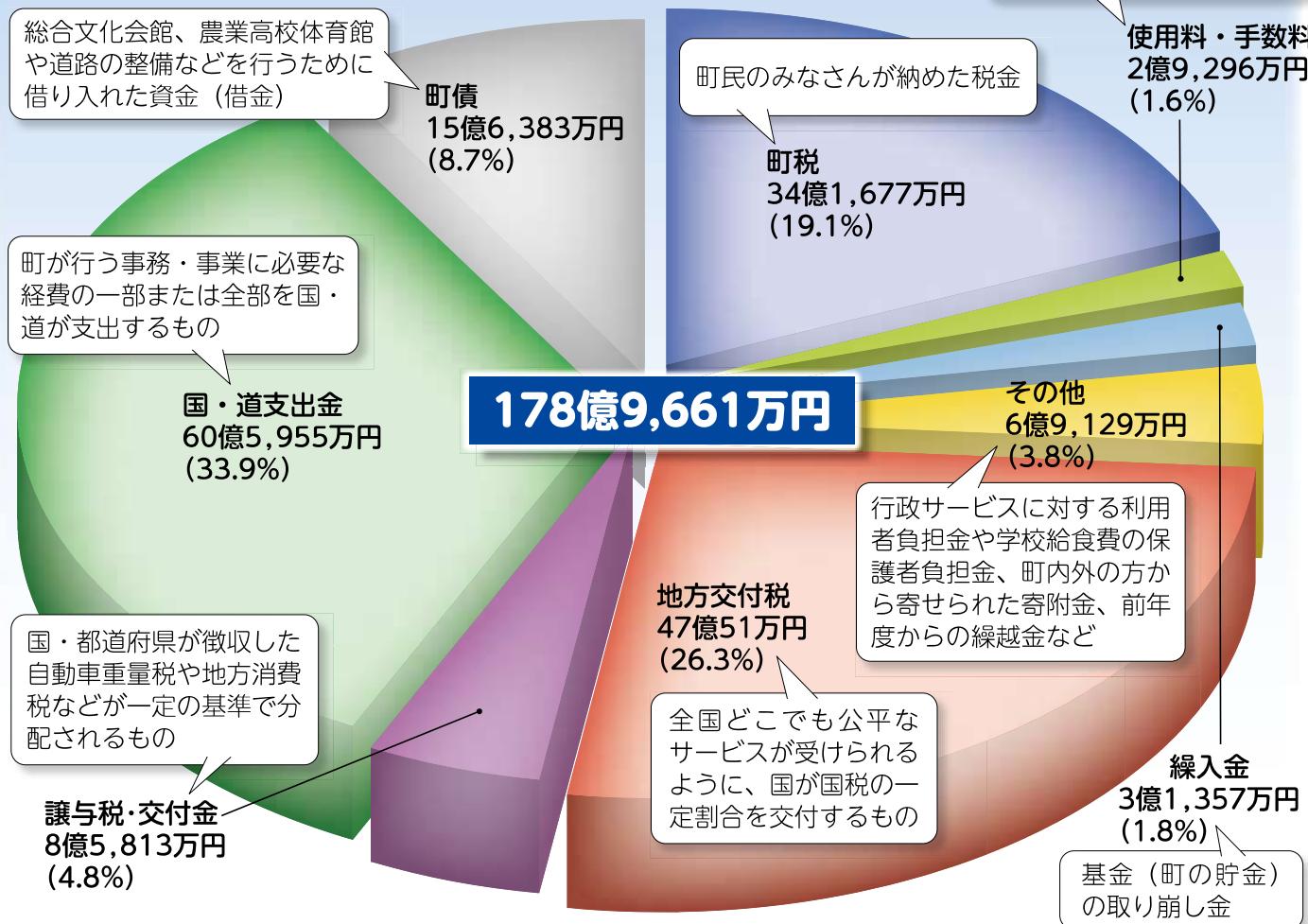
歳入歳出差引 2億6,523

実質単年度収支（※2） 2億

※1 令和2年度に生じた差引残は、令和3年度

※2 前年度からの繰越金や貯金（基金）の取り崩し

歳 入(収入)



【歳入(収入)の特徴】

歳入決算額は178億9,661万円で、前年度に比べ20億6,082万円の増となりました。内訳は上図のとおりですが、前年度に比べて増加した主な要因は次のとおりです。

- 町 税…町民税・固定資産税などの地方税収が1億2,769万円増加しました。
- 国・道支出金…特別定額給付金の支給などに伴い、23億1,635万円増加しました。
- 地方交付税…新たな財政需要が算定されたことや、病院に対する財政措置が創設されたことにより、8,713万円増加しました。

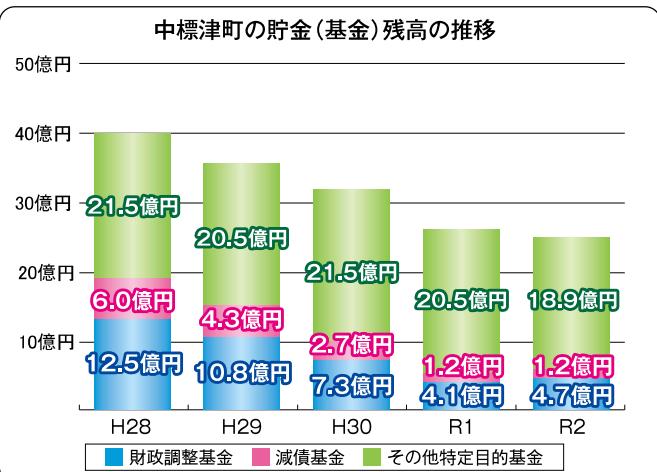
町の財政の現状についてご説明します



一般会計の合計

国保会計・後期高齢者医療会計・介護保険会計・下水道会計・簡易水道会計・牧場会計の合計

病院会計・水道会計の合計



財政調整基金～災害時など緊急的な財政需要に対応するための基金

減債基金～借金を償還するときなどに用いるための基金

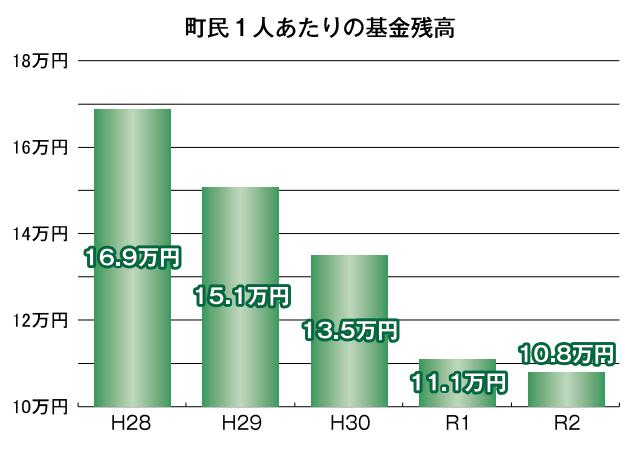
その他特定目的基金～JR代替輸送確保基金、地域福祉基金

目的基金～総合体育館建設基金、ふるさと応援基金など

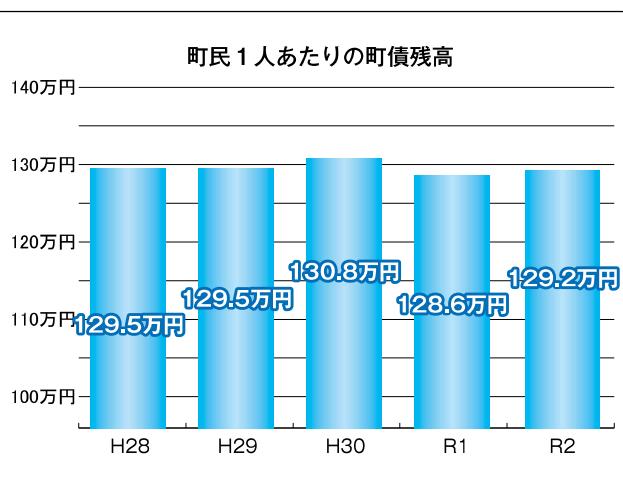
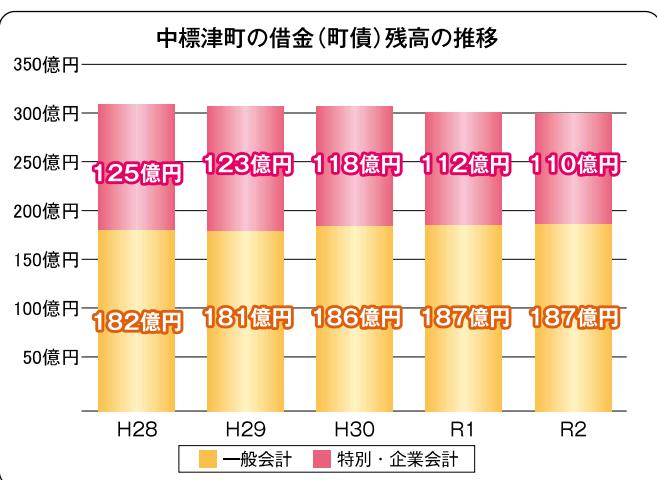
令和2年度の町全体の決算額については、左図のとおり総額293億8,784万円で前年度と比較すると23億1,653万円の増額となりました。

一般会計における、約19億円の増額の要因としては、特別定額給付金の支給によるもので大半を占めているところではあります。農業高校体育館等の公共施設の整備に要する経費や各種団体への補助金が増加しているほか、過去に借り入れた借入金の返済も近年増加傾向にあり、貯金を取り崩さなければ収支のバランスが維持できない状況です。

町の財政状況は危機的状況ではありますが、「住みやすさNo.1のまち」の実現に向け、将来を見据えた行財政運営に努めています。



災害等の緊急対応や公共施設の整備などのために積み立て活用してきた基金の残高は、令和2年度末で24億8,450万円(対前年度1億40万円減)となり、町民1人当たりに換算すると約10万8千円となります。



町では厳しい財政状況の中で景気対策や生活基盤整備のために借入金を活用しています。令和2年度の一般会計では総合文化会館や農業高校体育館の整備に要する資金として、新たに15億6,383万円の借り入れを行いました。特別会計・企業会計をあわせた町全体の借金残高は297億4,329万円(対前年度1億2,424万円減)となり、町民1人当たりに換算すると約129万2千円となります。



- 例えば、学校の建て替えに20億円の支払いが必要となった場合、一度に支払ってしまうと、小学校、中学校の運営管理、ごみの回収、道路の維持管理などに必要なお金が足りなくなってしまうので、長期にわたる借金によって多額の資金をまかなっています。
- 公共施設の整備に必要なお金は、すぐに使う人も将来使う人も平等にみんなで支払っていくことにより、世代間にわたる負担の公平性が保たれています。

後期高齢者医療特別会計

後期高齢者医療制度は、将来にわたって安心して医療を受けることができるよう高齢者の方にかかる医療費の財源を明確にし、社会全体で支え合うための制度として創設されました。

運営主体は、都道府県ごとにすべての市町村が加入する広域連合（北海道は北海道後期高齢者医療広域連合）です。

対象となる方は、75歳以上の方（75歳の誕生日から加入）および65歳から74歳で一定の障がいのある方（申請し、広域連合の認定を受けた日から加入）で、令和3年3月末現在で被保険者数2,894人（75歳以上2,814人、65歳から74歳で一定の障がいのある方80人）となっています。

町では、保険料の徴収、各種申請や届出の受付、被保険者証の引渡し等の窓口業務を主に行なっています。



令和2年度決算額

歳 入		歳 出	
後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料	2億 256万円	総 务 費	1,064万円
国 庫 支 出 金	2万円	北海道後期高齢者医療広域連合納付金	2億7,390万円
繰 入 金	8,169万円	諸 支 出 金	25万円
繰 越 金	136万円		
合 計	2億8,563万円	合 計	2億8,479万円

※歳入歳出の差引額84万円は翌年度に繰り越します。

介護保険事業特別会計

介護保険は、加齢等により介護が必要となった人が尊厳をもって、その人の持っている能力に応じて自立した日常生活を送ることができるよう、高齢者等の介護を社会全体で支え合う制度です。

その運営については、在宅や施設でのサービス費（保険給付費）の半分を保険料（※第1号被保険者23%・第2号被保険者27%）で、残り半分を国25%（施設等分は20%）、道12.5%（施設等分は17.5%）、町12.5%の負担により支えられています。

介護が必要と認定された人数は、令和2年度末現在940人と、令和元年度末に比べ105人の増加となっており、今後も高齢者人口の増加に伴い増えることが予想されます。

令和2年度決算の収支状況は、歳入16億1,534万円、歳出15億8,970万円の、差し引き2,564万円となり、国、北海道、支払基金から交付された負担金や交付金の超過交付分として翌年度精算による返還分の489万円を令和3年度へ繰り越し、残りの2,075万円を介護給付費準備基金に積み立て、今後保険給付費が不足した場合の財源に充てることにしています。

なお、第1号被保険者の保険料の額は3年ごとに見直され、令和2年度の保険料の額は、平成30年度から令和2年度までの保険料の額となっています。

※第1号被保険者（65歳以上の方）の保険料は、年金からの天引きか納付書での納付により収納されます。

※第2号被保険者（40歳～64歳の方）の保険料は、加入している医療保険の保険料に上乗せされ、医療保険者から社会保険診療報酬支払基金を経由して町に交付されます。

令和2年度決算額

歳 入		歳 出	
【保険事業勘定】			
保 険 料	3億2,783万円	総 务 費	5,761万円
国 庫 支 出 金	3億3,751万円	保 険 給 付 費 (要介護認定者等 に 対して行わ れた介護サービ スに係る費用)	14億3,145万円
支 払 基 金 付 金	4億 519万円		
道 支 出 金	2億2,691万円		
一 般 会 計 繰 入 金	2億6,679万円	地 域 支 援 事 業 費	8,741万円
準 備 基 金 繰 入 金	3,837万円	そ の 他	482万円
繰 越 金	369万円		
そ の 他	64万円		
小 計	16億 693万円	小 計	15億8,129万円
【サービス事業勘定】			
サービス収入	601万円	事 業 費	841万円
一般会計繰入金	239万円		
そ の 他	1万円		
小 計	841万円	小 計	841万円
合 計	16億1,534万円	合 計	15億8,970万円

○保険事業勘定～被保険者資格管理、保険料の賦課徴収、要介護認定・調査、保険給付等介護保険の運営、地域支援事業に係る勘定科目

○サービス事業勘定～居宅介護予防支援事業等の運営に係る勘定科目

国民健康保険事業特別会計

令和2年度決算額

歳入	歳出
国民健康保険税 国・道支出金 財産収入 繰入金 繰越金 その他の合計	7億 674万円 14億4,700万円 8万円 1億7,872万円 3,413万円 917万円 23億7,584万円
総務費 保険給付費 国保事業費納付金 保健事業費 基金積立金 その他の合計	5,283万円 13億7,461万円 8億4,830万円 2,720万円 8万円 209万円 23億 511万円

りの医療費は、301,988円で前年度対比3.8%の減少となっています。平成30年度からは、市町村とともに北海道が財政運営の責任主体として事業を運営しています。町としては、これからも加入者の方の身近な窓口として、がん検診および特定健康診査の受診率向上、保健指導の推進、生活習慣病（がん、心臓病、脳卒中など）の早期発見・早期治療など健康の保持・増進を図り、健全な事業の運営に努めます。

下水道事業特別会計

下水道は、生活環境の向上および河川等の水質保全を目的とした施設です。

当町の下水道事業は、昭和60年度の供用開始から36年が経過し、水洗化率は全道平均並みの92.6%となっています。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症に対する経営支援として、水道使用料（営業用区分）に付随する下水道使用料の減免を行いました。

財源については、下水道施設整備の際に借り入れした公債費の一部を使用料でまかなうことが、相当の負担となるため、収支不足分を町からの繰入金で補てんしています。

今後も下水道施設の維持管理および老朽化に伴う改修・更新を計画的に行ない、効率的な下水道事業の経営に努めます。
【主な歳出の内訳】

- ◆建設費…中標津下水終末処理場用水電気設備外更新工事・用水機械設備更新工事・計測設備外更新工事・西町通下水道管移設工事など
- ◆管渠維持管理費…汚水管清掃、マンホール・公共樹等修繕、不明水対策工事など
- ◆施設維持管理費…中標津下水終末処理場、計根別および養老牛温泉浄化センターに係る維持管理費・修繕費など
- ◆公債費…借入金の元金および利子の償還金
- ◆一般管理費…地方公営企業法適用化事業（基本方針の策定、固定資産の現状調査・台帳整備）

簡易水道事業特別会計

簡易水道は、中標津市街地および俵橋地区を除く広範囲を給水区域として、平成16年度より独立した会計（特別会計）で運営しています。

簡易水道事業の対象となる給水人口は、令和3年3月末現在で2,842人（1,230世帯）、令和2年3月末現在との比較では18人減（8世帯増）となっています。

令和2年度は、人口減少や施設の老朽化による更新費用が増加していることから、経営基盤の安定化のため、簡易水道地区の約9割を占めている営農用区分の超過料金を改定しました。その他、新型コロナウイルス感染症に対する経営支援として、営業用区分で水道使用料の減免を行いました。

運営の主たる財源は、各地区にお住いの方々の簡易水道料でまかなっていますが、公債費（借入金の償還金）の財源の一部については、一定の基準に基づく町からの繰入金を充てています。

簡易水道事業の対象地区は早くから整備した地区もあり、施設や老朽管の改修等が必要な地区もありますので、今後も年次計画による改修・更新を行い、安定した水の供給に努めます。

令和2年度決算額

歳入	歳出
使用料および手数料 財産収入 繰入金 諸収入 町債の合計	1億6,499万円 1万円 7,996万円 7,479万円 2億8,970万円 6億 945万円
総務費 簡易水道事業費 基金積立金 公債費の合計	3,211万円 3億5,414万円 1,678万円 1億3,278万円 5億3,581万円

※歳入歳出の差引額7,364万円は令和3年度にて今後の公債費や災害時の整備財源として基金に積み立てます。

【主な事業の概要】

- ◆道営畠地帯総合整備事業（西竹地区）
導水・配水系管路改修
給水管接続など
- ◆配水施設整備事業
計根別第14支線配水管改修工事など
- ◆浄水施設更新事業
水道施設電気計装設備外更新工事
- ◆地方公営企業法適用化事業
固定資産の現状調査、台帳整備など